

Main topics

法の日記念事業実行委員会の委員長として日々奮闘しています。

愛知県弁護士会半田支部では、毎年「法の日記念事業」を実施しています。

2023年は、10月7日（土）に雁宿ホールで開催することとなり、弁護士平野が実行委員会の委員長として日々奮闘しています。

今年は、「ポケットモンスター」のサトシ役を務めた松本梨香さんをお呼びする予定です。

平野は、トークショーのために地元のアナウンサーの方に依頼をしたり、各市町村や教育委員会への後援の申請、毎年恒例の弁護士による寸劇の企画等を行っています。

もちろん、日々、全力で弁護士業務に邁進していますので、お困りごとがありましたら、遠慮なくご相談ください。



Hideshige Hirano

平野秀繁

Sub topics

遺言による生前対策が必要なパターン3選

「終活」という言葉が流行して久しい昨今ですが、遺言による生前対策が必要となる代表的パターンをご紹介します。

1 夫婦に子どもがいない場合

夫婦間に子どもがいない場合であっても、一方の配偶者が亡くなると、その「配偶者」がすべて相続すると勘違いしがちですが、実は違います。

民法では、「配偶者」は常に相続人となりますが、「配偶者」とともに、「子」「直系尊属（親など）」「兄弟姉妹」等が相続人となります。

そのため、夫婦間に子供がいない場合、「配偶者」と義理の親又は義理の兄弟姉妹が相続人となり、「配偶者」は義理の親又は義理の兄弟姉妹と遺産分割協議をすることになり、精神的負担をかけることとなります。

万が一の場合の配偶者への負担を考えれば、遺言を作成しておく方が良いです。

2 再婚夫婦で前夫（妻）に子どもがいる場合

再婚夫婦で前夫（妻）に子どもがいる場合にも、遺言の作成をお勧めします。

1の例と同様に、万が一の場合に、血縁関係のない親族同士で遺産分割協議をすることとなり、遺された配偶者や子どもに精神的負担をかけることとなります。

3 配偶者や子どもがいない場合

配偶者や子どもがいない場合には、兄弟姉妹が相続人となることが多いですが、自らの兄弟姉妹全員と均等にお世話になることは極めてまれです。

通常、仲のいい兄弟姉妹（または甥、姪）にお世話になることが多く、お世話になった方に財産を残すことで、円滑に進みます。この場合にも、お世話になった程度に応じて、遺言書を作成しておく方が無難といえます。



君の名は？～公園でのチョウチョとの出会い

先日、公園で散歩をしているときに、チョウチョを見つけ、ひらひらと花の周りを飛び回っている姿に魅力を感じました。

小さいころに、捕まえた記憶と相まって、童心に帰り、スマートフォンで撮影を試みました。

最近のスマートフォンの性能は、大変良く、動き回っているにもかかわらず、とても鮮明に取れました。

よく見てみると、小さいころに芋虫から育てたアゲハチョウとは種類が違うような気がしてきました。インターネットで検索すると、アゲハチョウの中にもたくさんの種類がいるようで、結局どのチョウチョか分かりませんでした。ご存知の方が居たら、名前を教えてください。（文責 平野）



半田知多総合法律事務所

〒475-0922

半田市昭和町1-60-10

NYビル4階

☎: 0569-47-9630



ホームページはこちら

URL: <https://handalaw.jp>

半田知多総合法律事務所

検索